

リサイクル資源（金属類）の売買契約に関する仕様書

1 目的

本契約は、明石クリーンセンターから発生するリサイクル資源（アルミ成形品及び鉄成形品他5種類の鉄類）を売却し、適正に再資源化することを目的とする。

2 契約の種別

単価契約（種類別10kgあたり単価）

3 契約の名称

リサイクル資源（金属類）の売買契約

4 売却の期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

5 リサイクル資源（金属類）の種類及び搬出予定量

別表のとおりとする。

6 搬出場所

明石市大久保町松陰1131 資源循環課明石クリーンセンター

7 搬出時間

本契約におけるリサイクル資源（金属類）の搬出時間帯は、原則として以下のとおりとする。

搬出日	搬出時間帯
月曜日～土曜日 (祝日及び振替休日を含む)	午前9:00～午後3:00 (但し、破碎鉄は午後3:00以降(1回/日)に、焼却鉄は午後1:00～午後2:30の間(2回/週)に搬出すること)

8 搬出車両

- ① 買受者は、リサイクル資源（金属類）を安全に積込・搬出でき、かつ、自動車NOx・PM法等関連法令を遵守している車両であって、明石クリーンセンター施設内で対応可能な寸法のもの（原則10t車まで）を使用すること。
- ② 焼却鉄については原則積載容量が4m³以上でかつ、車両サイズが長さ10.5m×幅2.5m×高さ（積載部から地面まで）が3mまでのもの（4t車が望ましい。）とし、アルミ成形品及び鉄成形品についてはなるべくパレットによる平積みが可能で荷台形状を備えるものとし、用意できない場合は、ダンプ等の荷台形状を備えた車両を用意するものとする。
- ③ 買受者は、事前に運転者氏名・自動車登録番号・空車重量等を明石クリーンセンターに届出ること。

9 積込及び搬出

- ① 買受者は、常にリサイクル資源（金属類）の量を把握し、明石クリーンセンターの業務に支障のないように積込及び搬出を行うこと。なお、焼却鉄及び破碎鉄については明石クリーンセンターの搬出計画に基づき確実に搬出すること。
- ② リサイクル資源（金属類）の積込作業は、粗大鉄、ベッドスプリング及び庁内鉄に限り、買受者自ら行うものとし、その他のものについては、明石クリーンセンターの操縦するクレーン又は重機により行う。このとき、クレーン又は重機の操縦者と買受者は、常に連絡を取り合い安全かつ確実に積み込むものとする。
- ③ 買受者は、アルミ成形品及び鉄成形品を明石クリーンセンター内で保管及び積込・搬出に使用するためのパレットを用意すること。パレットは同じ材質・寸法で統一すること。

枚数に関しては、「1回の引き取りに使用するパレットの枚数」×3回分を用意すること。
 車両の形状・パレットの寸法等で、「1回の引き取りに使用するパレットの枚数」が変わるので、重機の操縦者と要相談。

※ ダンプ等の荷台形状を備えた車両の場合は、パレットの用意は不要。

例：平ボディ 10 t 車で積込・搬出する場合（パレット使用）

パレットサイズ (巾×奥行) 単位：mm	1回の引き取り枚数
約 1,100×約 1,100	14パレット
約 1,200×約 1,100	同上
約 1,300×約 1,100	同上
約 1,400×約 1,100	12パレット

- ④ 買受者は、粗大鉄、ベッドスプリング及び庁内鉄を明石クリーンセンター内で一時保管するためのバツカン、明石クリーンセンターの指示する場所にそれぞれ設置すること。

種別	概要	例
粗大鉄	一般市民が 排出するもの	鉄アレイ、健康器具、スチールラック等
ベッドスプリング		ベッド、マット
庁内鉄	明石市役所が 排出するもの	スチール棚、鉄棒、ストーブ、バインダー金具、等

- ⑤ 積み込みの際に散乱したリサイクル資源（金属類）は、買受者の責任において清掃・撤去を行うこと。
 ⑥ 買受者は、積み込みを行ったリサイクル資源（金属類）が明石クリーンセンター内及び周辺道路等に飛散・落下しないよう、十分な対策を講じること。

10 その他注意事項

- ① 明石クリーンセンター内は、ごみ収集車・焼却灰搬出車両・自己搬入一般車両等が常時通行しているため、リサイクル資源（金属類）の積込及び搬出作業の実施にあたっては事故・災害等の防止に細心の注意を払うこと。
 ② リサイクル資源（金属類）の積込及び搬出作業時には、明石クリーンセンター内の施設を損傷しないよう細心の注意を払うこと。なお、万一当該施設を損傷した場合は、買受者の費用と責任において速やかに応急措置並びに原状回復を行うこと。
 ③ 買受者は本契約に関する法令、条例等これを遵守し、必要な届出、手続き等を行うこと。なお、リサイクル資源（金属類）の再資源化処理過程で発生した廃棄物についても、関係法令等を遵守し、買受者の責任において適正に処理すること。

11 提出書類

買受者は令和6年3月18日(月)までに以下の書類等を提出すること。

ア 搬出車両の運転者氏名・車検証

イ 収集運搬から再商品化までの業者名、再商品化処理施設名及び所在地等を記載した再商品化フロー（任意様式）

ウ 上記イを証明する書類（処理施設パンフレット、提携業者との契約書の写し等）

エ その他提出を指示する書類（指示のない場合は不要です。）

12 報告書の提出

リサイクル資源（金属類）の搬出重量については、翌月5日までに、市の指定する様式により報告書を提出し、その確認を得ること。

13 売却代金の支払い

リサイクル資源（金属類）の売却代金については、上記報告書の確認ののち、市の発行する納付書により支払うこと。また、納付期限についてはこれを厳守すること。

14 契約保証金

リサイクル資源（金属類）の種類毎の契約単価（10kgあたりの税抜き金額）に100を乗じた額に同種類の売却予定量（t）を乗じ、これにより得た額に消費税相当額を加算した額の合計額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除することができるものとする。

15 協議

本仕様書に定めのない事項及び細目については、市・買受者の双方協議の上で定めるものとする。

(別表)

令和6年度 上半期(4月～9月)

リサイクル資源(金属類)売却予定量

種 別	種 類	予定量(t)	備考
市民が排出したもの	アルミ成形品	105	60cm×16cm×25cm・約10kgのブロック
	鉄成形品	65	60cm×16cm×25cm・約23kgのブロック
	破砕鉄	331	破砕機で破砕し、磁力・風力選別機で処理した後の鉄くず
	粗大鉄	27	破砕していない鉄くず
	ベッドスプリング及びソファのスプリング	16	ベッド用マットレス及びソファから手作業により可能な限り可燃物を除去した鉄くず
	焼却鉄	144	焼却灰から除鉄装置により抜き取った鉄
明石市役所が排出したもの	庁内鉄	6	明石市役所施設内から発生した金属類(スチール棚、鉄棒、ストーブ、バインダー金具等)
合 計		694	

※ 上記の予定量と実際の搬出量との間に増減が生じた場合であっても、各金属類の単価を変更することなく契約単価による支払となりますので、明石クリーンセンターの指示に従い、業務を誠実に履行して下さい。